

介護人材の確保対策と外国人介護人材に関する動向

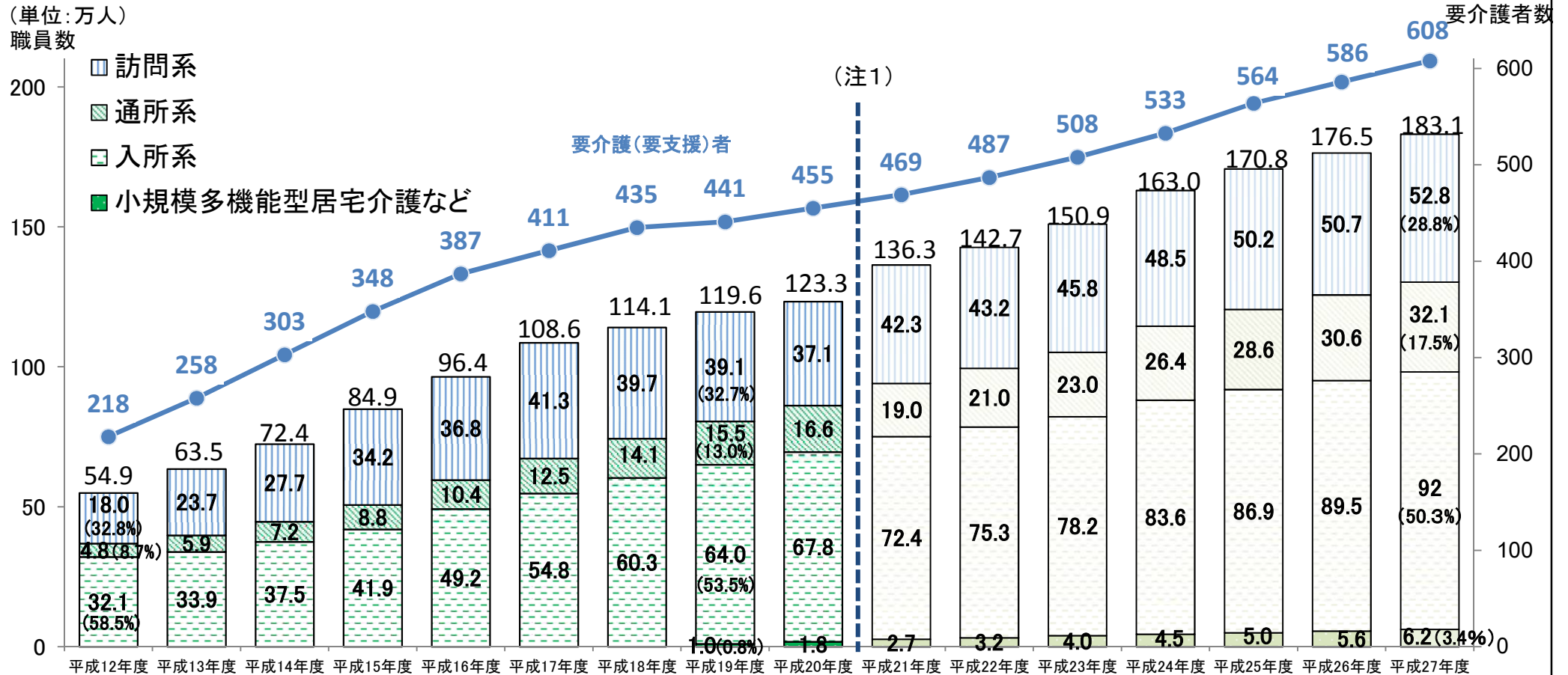
平成29年4月20日

1. 介護人材の確保

2. 介護分野における外国人の受入れ

介護保険制度施行以降の介護職員数の推移

○ 介護保険制度の施行後、要介護(要支援)認定者数は増加しており、サービス量の増加に伴い介護職員数も15年間で約3.3倍に増加している。



注1) 平成21～27年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したもの。

(平成20年まではほぼ100%の回収率 → (例)平成27年の回収率: 訪問介護89.9%、通所介護84.7%、介護老人福祉施設93.6%)

・補正の考え方: 入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。

(①「介護サービス施設・事業所調査」における施設数を用いて補正、②「介護サービス施設・事業所調査」における利用者数を用いて補正)

注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。

(訪問リハビリテーション: 平成12～24年、特定施設入居者生活介護: 平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設: 平成18年)

※「通所リハビリテーション」の介護職員数は、すべての年に含めていない。

注3) 「小規模多機能型居宅介護など」には、「小規模多機能型居宅介護」の他、「複合型サービス」も含まれる。

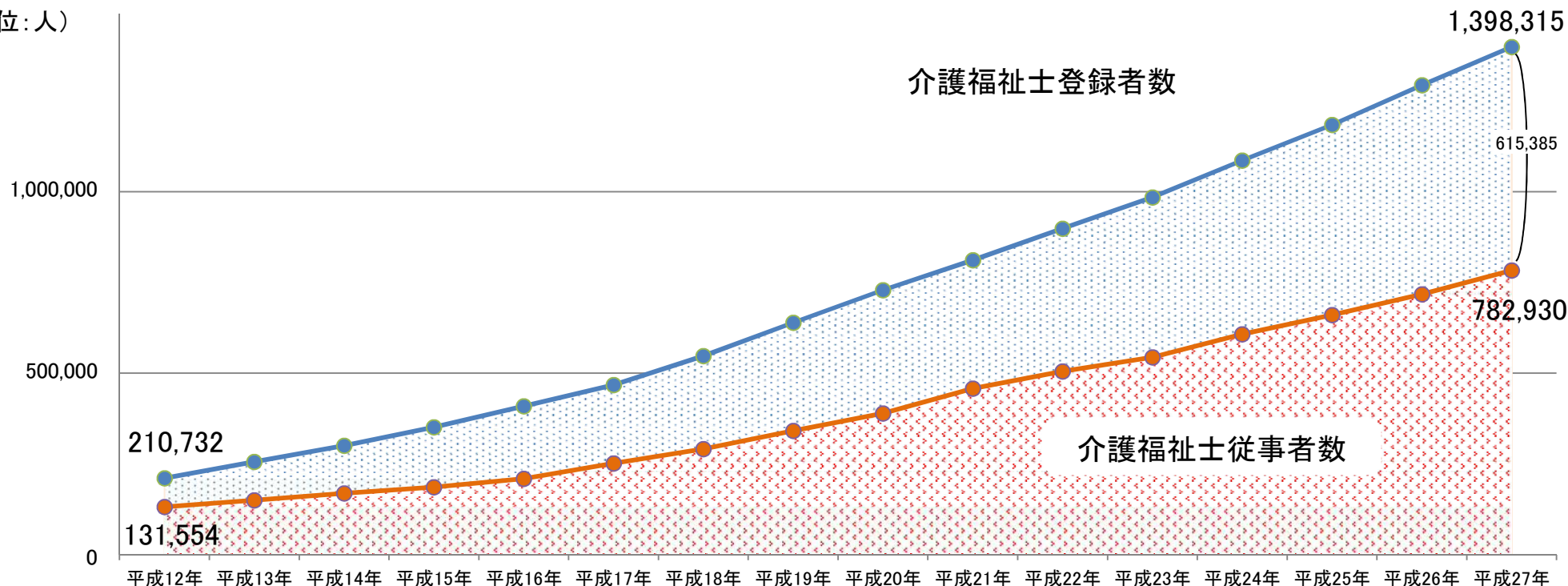
注4) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

介護福祉士の登録者数と介護職の従事者数の推移

○ 介護職の中核を担うことが期待される介護福祉士のうち、介護職として従事（障害分野等他の福祉分野に従事している者を除く）している者は約6割程度に止まる。

（単位：人）



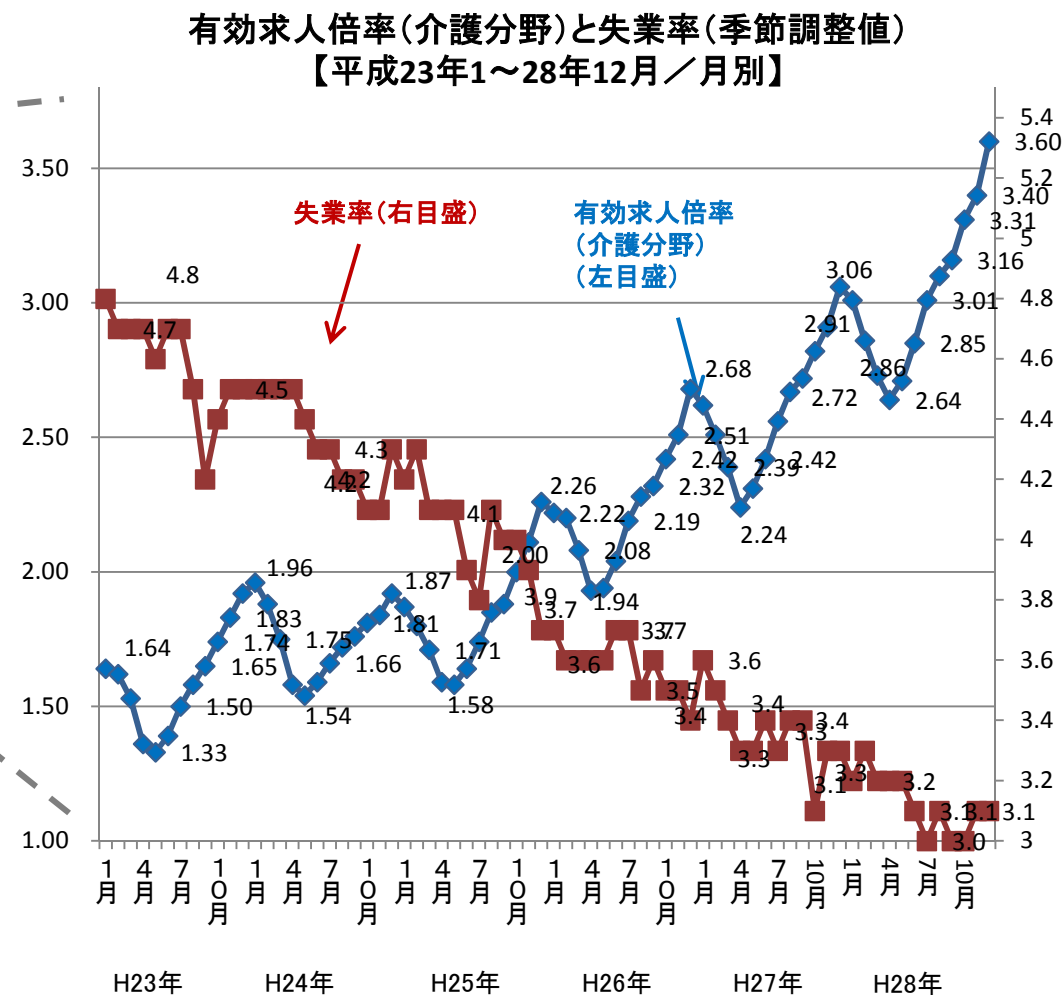
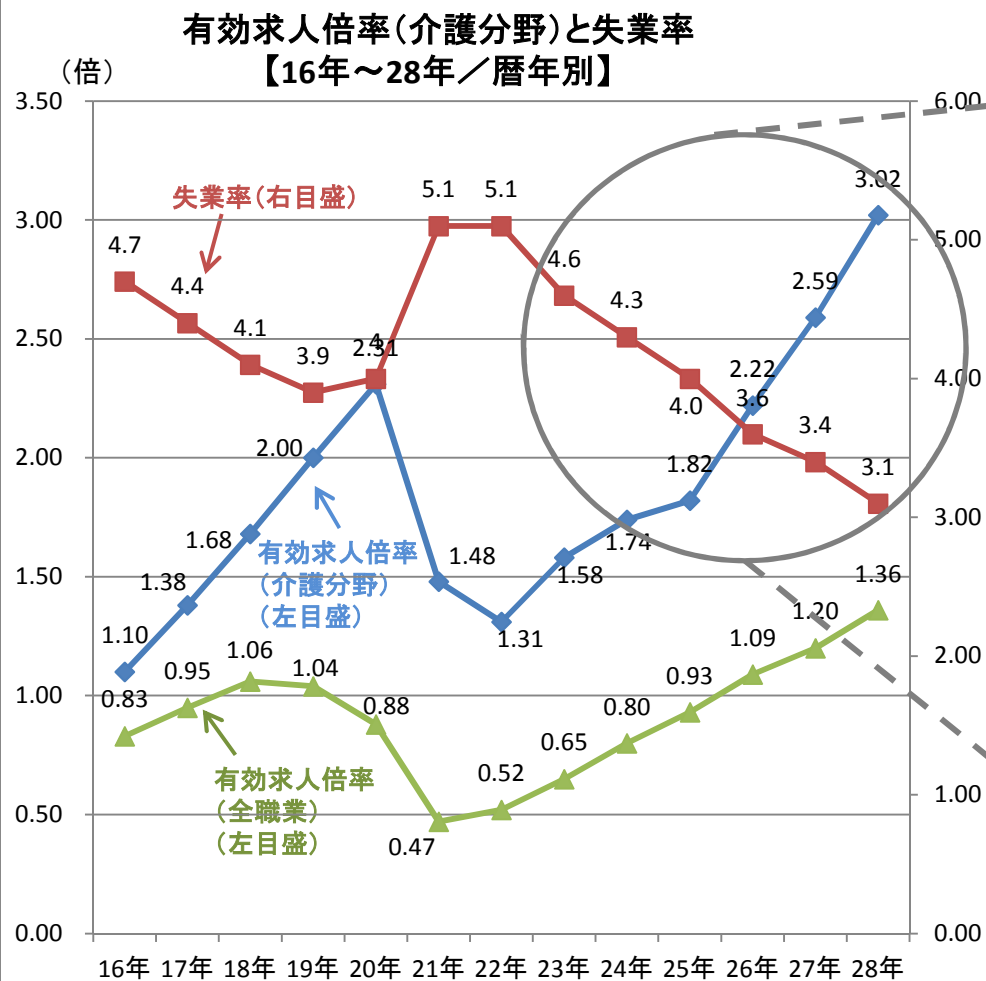
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
介護福祉士登録者	210,732	255,953	300,627	351,267	409,369	467,701	547,711	639,354	729,101	811,440	898,429	984,466	1,085,994	1,183,979	1,293,486	1,398,315
介護福祉士従事者数	131,554	150,331	169,189	186,243	209,552	251,824	291,057	341,290	389,143	458,046	505,330	543,930	607,101	660,546	717,793	782,930
介護福祉士の従事率	62.4%	58.7%	56.3%	53.0%	51.2%	53.8%	53.1%	53.4%	53.4%	56.4%	56.2%	55.3%	55.9%	55.8%	55.5%	56.0%

注）介護福祉士の従事者数について、平成21～27年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省（社会・援護局）にて推計している。
また、通所リハビリテーションの職員数は含めていない。

【出典】介護福祉士従事者数：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」
介護福祉士登録者数：社会福祉振興・試験センター「各年度9月末の登録者数」

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護分野の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全産業より高い水準で推移している。

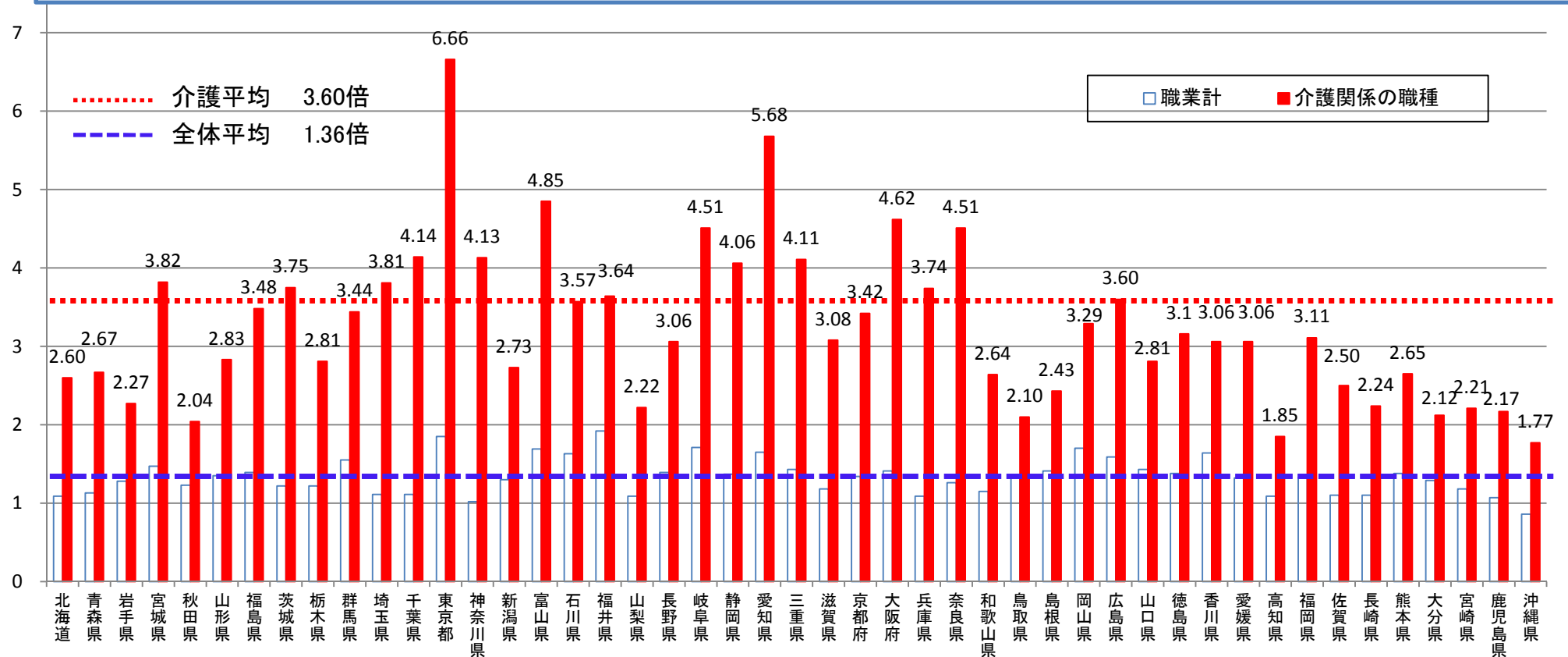


注) 平成22年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

地域ごとの状況(都道府県別有効求人倍率(平成28年12月)と地域別の高齢化の状況)

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

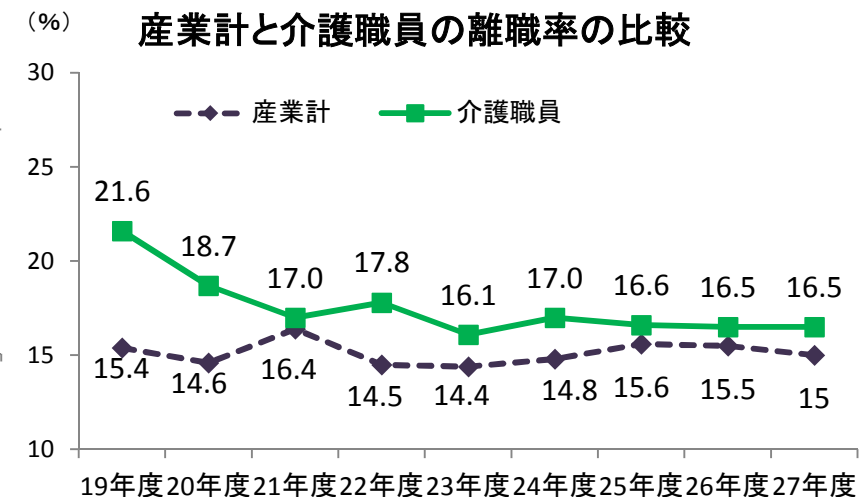
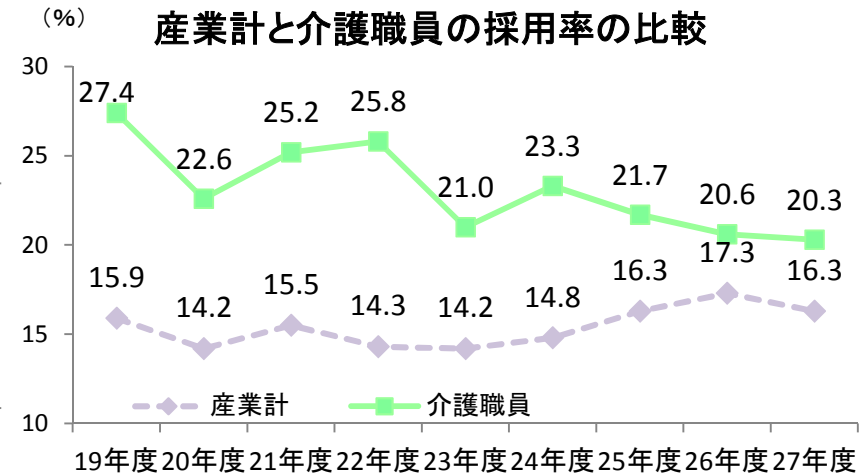
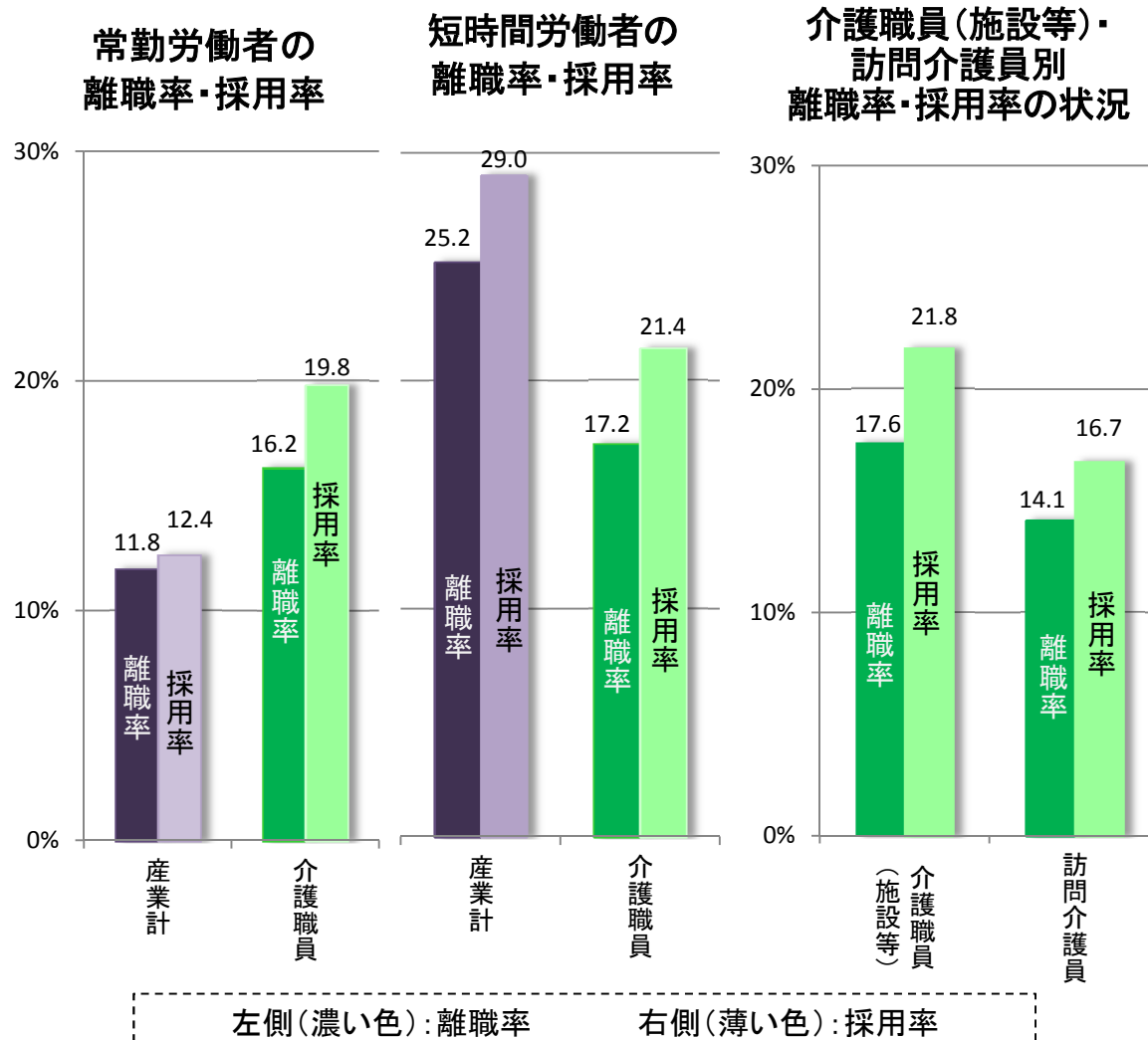
75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※ 数字は75歳以上人口。<>内は、全体の人口に占める割合。()内は、2010年との比較を倍率で示したもの。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	愛知県	東京都	～	鹿児島県	島根県	山形県	全国
2010年 <>は割合	58.9万人 <8.2%>	56.3万人 <9.1%>	79.4万人 <8.8%>	84.3万人 <9.5%>	66.0万人 <8.9%>	123.4万人 <9.4%>		25.4万人 <14.9%>	11.9万人 <16.6%>	18.1万人 <15.5%>	1419.4万人 <11.1%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	117.7万人 <16.8%> (2.00倍)	108.2万人 <18.1%> (1.92倍)	148.5万人 <16.5%> (1.87倍)	152.8万人 <18.2%> (1.81倍)	116.6万人 <15.9%> (1.77倍)	197.7万人 <15.0%> (1.60倍)		29.5万人 <19.4%> (1.16倍)	13.7万人 <22.1%> (1.15倍)	20.7万人 <20.6%> (1.15倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.53倍)

離職率・採用率の状況(就業形態別、推移等)

○ 介護職員の離職率は低下傾向にあるが、産業計と比べて、やや高い水準となっている。



注1) 離職(採用)率=1年間の離職(入職)者数÷労働者数

注2) 産業計の常勤労働者:雇用動向調査における一般労働者(「常用労働者(期間を定めず雇われている者等)」のうち、「パートタイム労働者」以外の労働者)。

注3) 産業計の短時間労働者:雇用動向調査におけるパートタイム労働者(常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い者等)。

注4) 介護職員(施設等):訪問介護以外の指定事業所で働く者。訪問介護員:訪問介護事業所で働く者。

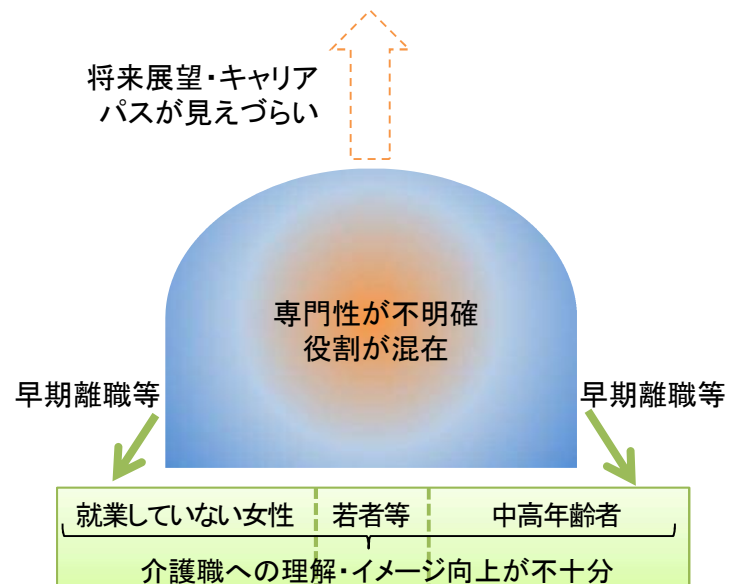
介護職員とは「介護職員(施設等)」及び「訪問介護員」の2職種全体をいう。

注5) 介護職員・介護職員(施設等)・訪問介護員の常勤労働者・短時間労働者は、介護労働実態調査における常勤労働者・短時間労働者をいう。

【出典】産業計の離職(採用)率:厚生労働省「平成27年度雇用動向調査」、介護職員の離職(入職)率:(財)介護労働安定センター「平成27年度介護労働実態調査」

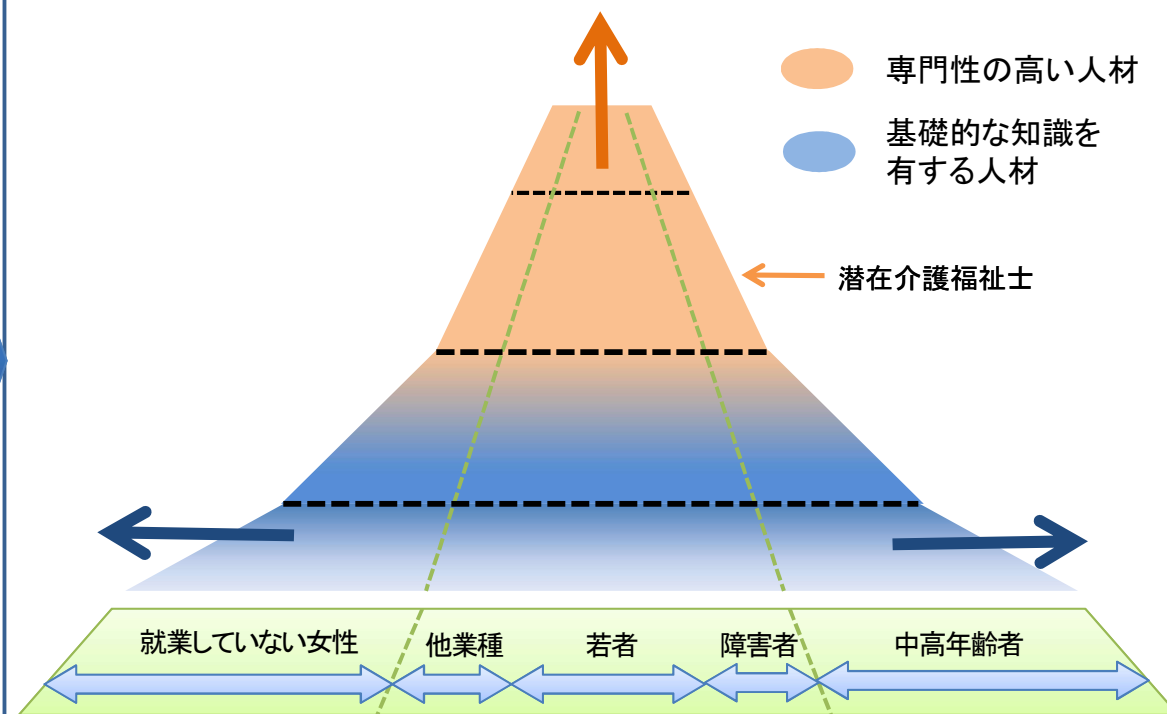
介護人材確保の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～

現状



転換

目指すべき姿



参入促進

1. すそ野を広げる

人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る

労働環境・ 処遇の改善

2. 道を作る

本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する

3. 長く歩み続ける

いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る

資質の向上

4. 山を高くする

専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す

5. 標高を定める

限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

2020年代初頭に向けた介護人材確保について

2020年度に必要となる介護人材 約20万人（需要見込みと供給見込みの差）

※ 需要見込み：市町村による第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計

※ 供給見込み：入職・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を踏まえた推計*
（平成27年度以降に追加的に取り組む施策の効果は含んでいない）

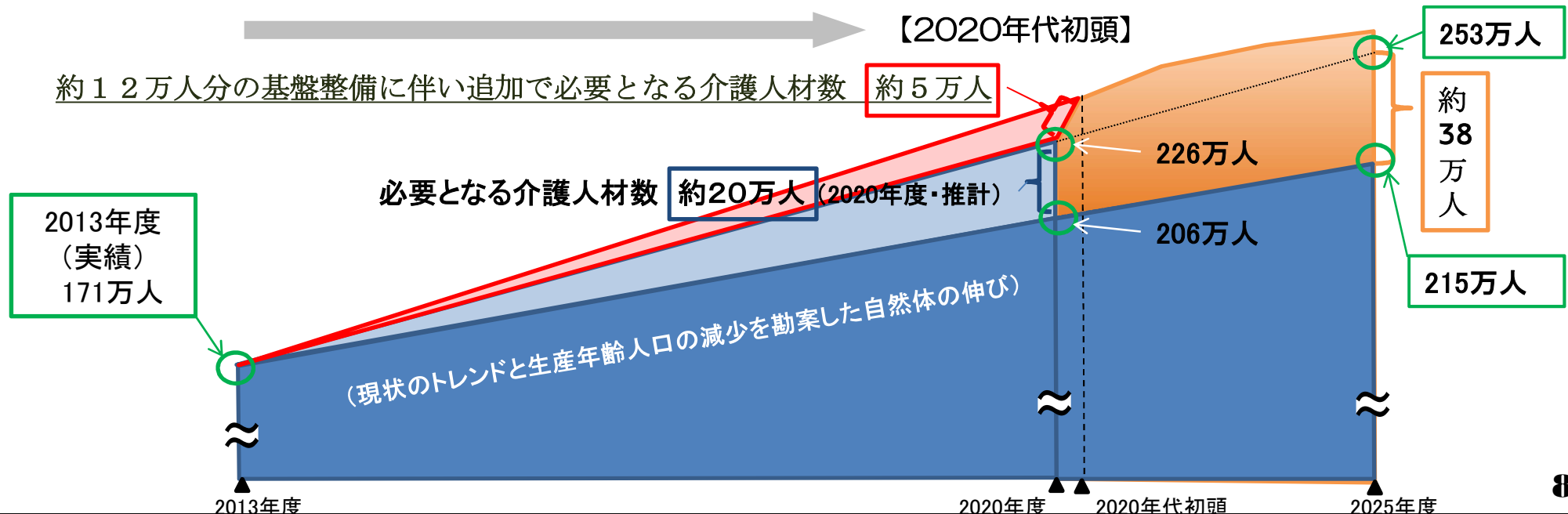
* 入職・離職等の見込みは、現状維持を前提とし、さらに生産年齢人口の減少を折り込んだ堅めの推計となっている



約12万人分の基盤整備に伴い約5万人の介護人材が必要

※ 介護サービス約12万人増 × 利用者1人あたり必要な介護人材数(平均)0.4人 … 約5万人

介護人材 約25万人 確保のため対策を総合的・計画的に推進



2020年代初頭に向けた総合的な介護人材確保対策

- 地域医療介護総合確保基金の活用や介護福祉士修学資金等貸付制度等により、3つの視点で2020年代初頭において追加的に必要となる25万人の介護人材の確保に取り組んでいく。
- 取組にあたっては、当初予算や補正予算により必要な財源を確保し、内容の充実を図っている。

対策の視点	介護人材の確保に向けた具体的な対策	2020年代初頭までに約25万人を確保
潜在介護人材の呼び戻し 離職した介護人材の再就職支援	○ 離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付 ※平成28年度第2次補正予算において、人材確保が特に困難な地域の貸付額を倍増(20万円→40万円)等 ○ 離職した介護人材の届出システムの構築 ○ ハローワークにおけるマッチング機能の強化 ○ 離職した介護人材に対する知識や技術を再確認するための研修	
新規参入促進 ① 介護職を目指す学生の増加・定着支援	○ 介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金等の貸付 ○ 学校の生徒や進路指導担当者等に対する介護の仕事の理解促進 ○ 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入支援(平成29年度新規)	
新規参入促進 ② 介護未経験の中高年齢者をはじめとした地域住民の参入促進	○ 初任者研修とマッチングの一体的な提供 ○ 福祉人材センター、シルバー人材センター、ボランティアセンターの連携による将来の就労を視野に入れている中高年齢者に対する入門的な研修、職場体験の実施 ○ ハローワークや福祉人材センターにおけるマッチング支援の実施	
離職防止 定着促進 雇用管理改善や負担軽減に資する生産性向上等の推進	○ 介護職員処遇改善加算の拡充(平成27年度介護報酬改定1.2万円相当の上乗せ加算) ○ 介護施設・事業所内保育施設の設置・運営の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング(介護職員子育て応援人材ステーションの実施) ○ キャリアアップのための研修の受講負担軽減や代替職員の確保による研修受講機会の確保 ○ エルダー、メンター制度の導入支援 ○ 介護ロボットの活用推進、ICTの活用等による文書量の半減 ○ 新たに賃金制度を導入(賃金テーブルの設定等)した事業主への職場定着支援助成金の支給	

『介護離職ゼロ』に向けた介護人材確保策の関連データ

離職した介護職員を介護現場に呼び戻す

離職者のうちの再就業者

(年間14万人)をUP↑

- 介護現場での即戦力となる人材の確保

復帰意欲のある者のうち、
約4万人が潜在化している

新規参入促進

新規入職者(年間20万人)をUP↑

- 学生を増やし将来の中核となる職員を確保
- 介護未経験の地域住民の介護分野への参入を促進し、多様な人材の確保

全国で約120万人の中高齢者
(50歳～64歳)が、高齢者向け
の社会参加活動を実施

現場で働く介護人材の定着を促進

離職率(16.5%)をDOWN↓

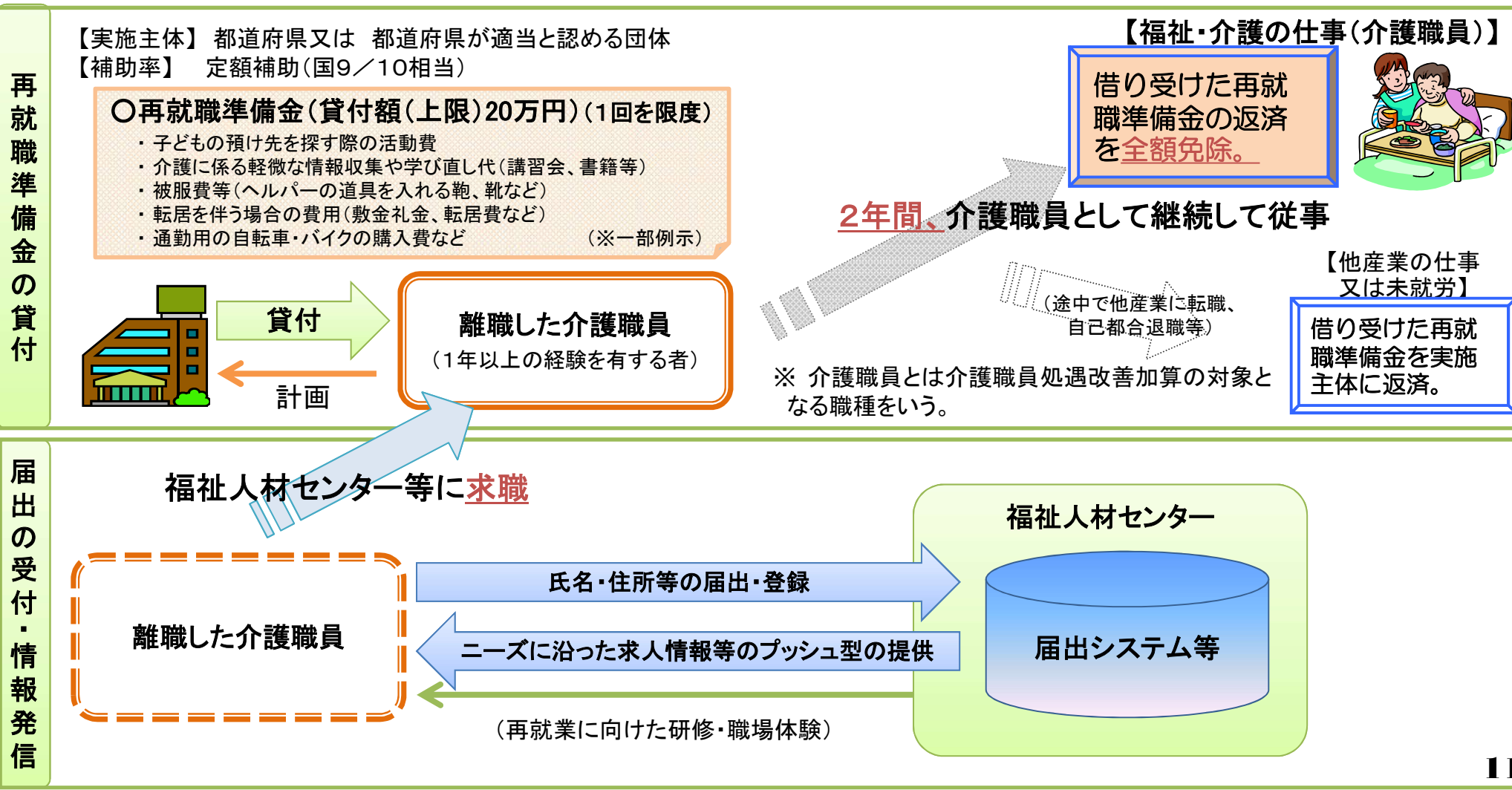
- より長く働くことができ、バランスのとれた職員構成となる

全産業平均並にすることで、
約1.7万人の離職を防止

離職した介護人材の呼び戻し対策の全体像

- 離職した介護人材のうち一定の経験を有する者に対し、介護職員として再就職する際に必要となる再就職準備金の貸付メニュー（再就職後2年間介護職としての実務に従事することにより返還義務を免除。）を新たに創設し、潜在介護人材の呼び戻しを促進。
- さらに、離職した介護人材の届出事業を新たに実施するなど、再就職支援対策を強化。

離職時等の届出・登録から求職、再就業までの一体的な支援（イメージ）



介護職を目指す学生の修学・介護分野への就労支援

- 介護職を目指す学生の増加と入学後の修学を支援するとともに、卒業後の介護現場への就労・定着を促進するため、介護福祉士等修学資金貸付制度を拡充。

事業実施イメージ

養成施設入学者への修学資金貸付

○貸付額(上限)

介護福祉士又養成施設修学者

ア 学 費 5万円(月額)

イ 入学準備金 20万円(初回に限る)

ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)

エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額)

※【新規メニュー】国家試験の受験見込者に限る

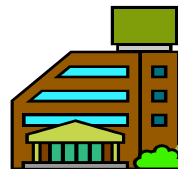
オ 生活費加算 4.2万円程度(月額)

※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る

【実施主体】

都道府県又は都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助(国9/10相当)



支援

貸付

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を
全額免除。



5年間、介護の仕事に継続して従事

(貸付実施後、一定期間内に福祉・介護の仕事に就職)

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

【他産業の仕事又は未就労】

介護福祉士養成施設の学生

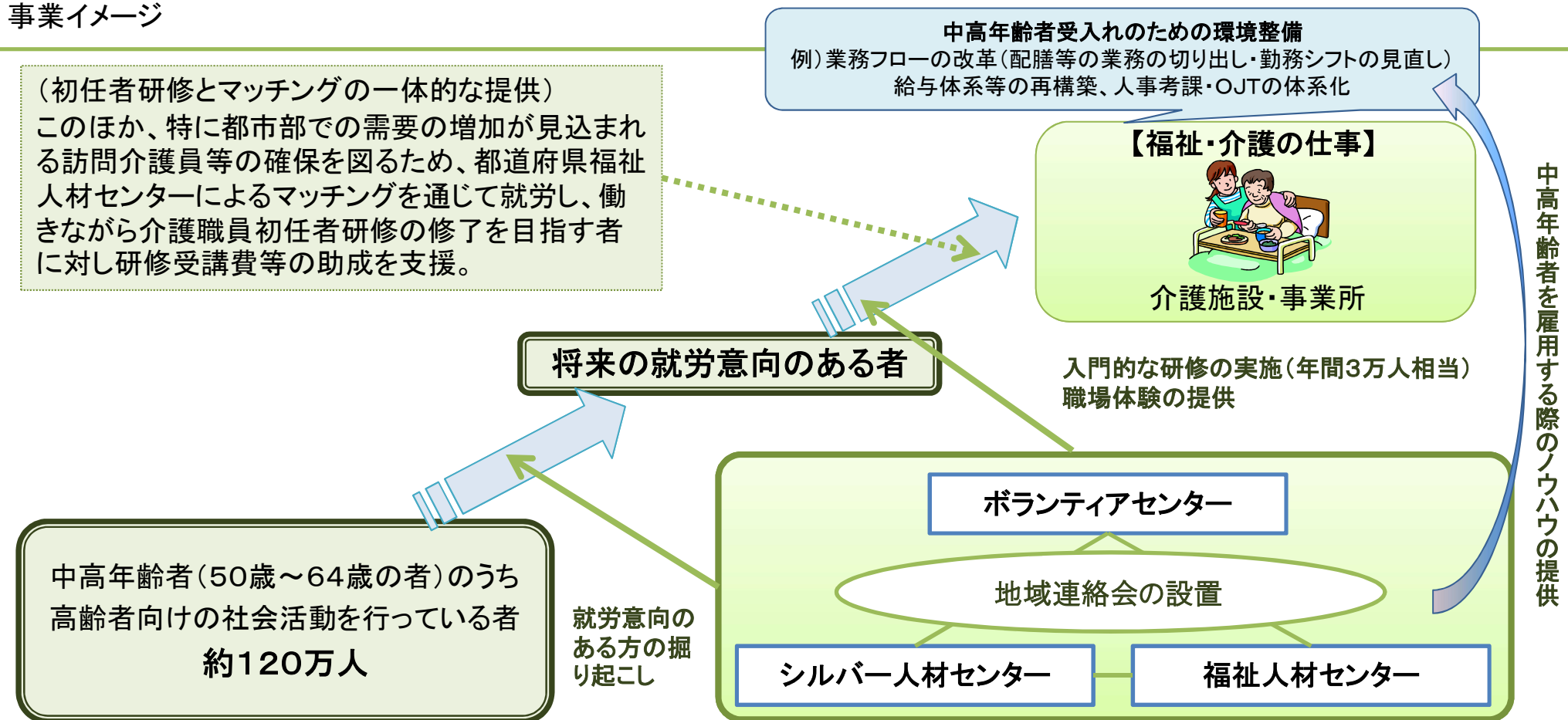
(他産業に就職又は未就労)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。

介護未経験の中高年齢者をはじめとした地域住民の参入促進

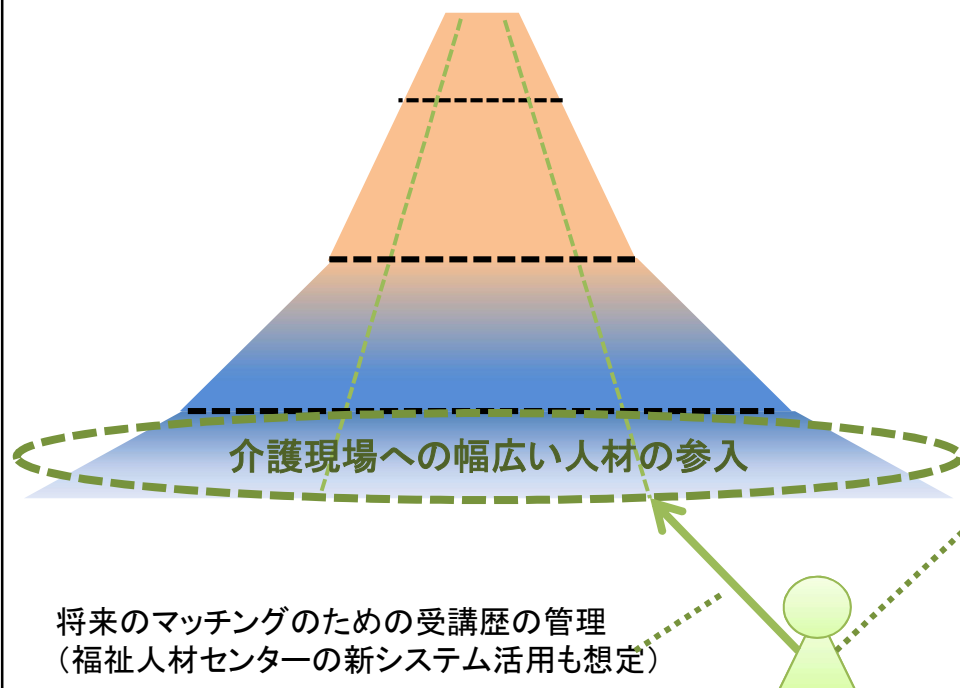
- 全国で約120万人の中高年齢者(50歳～64歳の者)が、高齢者向けの社会参加活動(ボランティア)を行っており、中高年齢者層の介護分野への関心が高いことがうかがえる。
- 福祉人材センター、シルバー人材センター、ボランティアセンターの連携のもと、将来的に介護分野での就労を視野に入れている方々の掘り起こしを行い、以下の取り組みを通じた介護分野への新規参入促進を図る。
 - ① 介護職として従事する際に必要となる基礎的な知識・技術を学ぶための入門的な研修や職場体験の実施
 - ② 中高年齢者を労働者として受け入れる際の介護事業者に求められる環境整備(業務フローのカイゼン、人事労務管理制度の再考など)の支援

事業イメージ



中高年齢者向け入門的研修について

- 中高年齢者向けの入門的研修については、介護現場での就労の際に求められる最低限度の知識・技術等を修得し、安心して介護職員として働けることを念頭にしたものとするのが重要。
- 具体的には、下表のように、尊厳の保持と自立支援など介護職員としての心構え、基本的な生活支援技術、緊急時の対応など、網羅的な知識、技術を学べるようにすることが考えられるが、例えば、受講者負担を考慮し生活支援技術のみのコースを設定する、地域住民からのニーズの高いカリキュラムを設定することなども可能であり、3センター地域連絡会での議論も踏まえながら、地域の実情に応じ、既存研修を活用するなど柔軟に実施する。



最低限度の知識・技術等について取得

科目	時間数
尊厳の保持と自立支援	1時間
介護保険制度等の理解	1時間
高齢者や家族の心理	1時間
コミュニケーション技術	1時間
認知症の理解	2時間
生活支援技術	4時間
リスクマネジメント、緊急時の対応	1時間
介護現場の理解(職場体験や映像教材の活用)	2時間
合計	13時間

※研修の実施主体については、都道府県、市区町村、社会福祉研修センター、介護福祉士養成施設、介護職員初任者研修実施機関等を想定

代替可能な既存研修の例(茨城県提供)

暮れ六つ講座(すぐ役立つ～初心者のための介護入門～) 2時間(定員10名)

介護の専門家(福祉人材センターのキャリア支援専門員や介護福祉士会を講師に招き、介助の技術を学習

1. 介護人材の確保

2. 介護分野における外国人の受入れ

2. 介護分野における外国人の受入れ

- (1) 日本再興戦略での記載等
- (2) 技能実習制度への介護職種の追加
- (3) 介護福祉士資格を取得した外国人留学生の活躍支援

外国人介護人材受入れ検討の基本的な視点

【制度の趣旨に沿った検討】

- 外国人介護人材の受入れに係る検討は、人材不足への対応ではなく、各制度の趣旨に沿って進めていく。
 - ・ EPA : 経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
 - ・ 資格を取得した留学生への在留資格付与 : 専門的・技術的分野への外国人労働者の受入れ
 - ・ 技能実習 : 日本から相手国への技能移転

【国内の人材確保対策】

- 2025年に向けた介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本。

【資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)】

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」を創設するための「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が平成28年秋の臨時国会で成立。

【技能実習制度への介護職種の追加】

- 技能実習制度への介護職種の追加については、
 - ・ 介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進めつつ、
 - ・ 技能実習法(平成28年秋の臨時国会で成立)に基づく新制度の詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新制度の施行と同時に職種追加を行うという手順を進める。

(様々な懸念へ対応するための3つの要件)

- ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること
- ② 業務内容に応じた適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
- ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること

(外国人技能実習制度の見直し)

○対象職種の拡大

現在は技能実習制度の対象とされていないものの、国内外で人材需要が高まることを見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加していく。その際、介護分野については、既存の経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入れ、及び、検討が進められている介護福祉士資格を取得した留学生に就労を認めることとの関係について整理し、また、日本語要件等の質の担保等のサービス業特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し、結論を得る。また、全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加も検討する。

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等

我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

日本再興戦略(改訂2014)中短期工程表「国際展開戦略①」

2013年度		2014年度					2015年度	2016年度	2017年度～	KPI	
通常国会		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会						
戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進	＜国益に資する経済連携交渉の推進＞										
	・2013年7月にTPPについて100人規模の体制を整備し、同月末にTPP協定交渉に参加。2014年4月のオバマ米大統領訪日時にTPPに関する日米二国間の重要な課題について前進する道筋を特定。同年5月のTPP閣僚会合では、閣僚間で交渉の進捗を評価するとともに、二国間交渉を加速。 ・2014年1月のエルドアン・トルコ首相訪日時に日トルコEPA交渉開始について合意。 ・2014年4月のアボット豪首相訪日時に日豪EPA大筋合意。 ・日EU・EPAに関し、2014年4～5月の総理訪欧時に、2015年中の大筋合意を目指したいとの考えを伝え、欧州各国及びEUの首脳との間で早期締結の重要性につき一致。		TPP、RCEP、日中韓FTA、日EU・EPA等の経済連携交渉を同時並行で推進								
	＜経済連携の強化に向けた規制制度に関する取組＞										
	2013年7月に規制改革会議貿易・投資等ワーキング・グループを設置し、対日投資促進を阻害する各種規制の改革や海外との相互認証制度の推進等について検討を実施		非関税措置の見直しによる規制の国際調和の推進								
			規制改革会議における審議の活用等による検討								
	＜投資協定・租税条約の締結・改正推進＞										
	2013年度に5本の投資協定を締結（うち4本が発効済）。2014年通常国会にて3本の投資協定が承認。		投資協定の締結及び効果的活用に向けて、関係省庁連携による取組を加速化								
	2013年度に3本の租税条約、1本の租税条約改正議定書が発効。2014年通常国会にて2本の租税条約、2本の租税条約改正議定書が承認。		租税条約の締結・改正によるネットワーク拡充の取組を加速化								
	＜外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ＞										
	訪日前研修の拡充、国家試験に向けた学習支援、滞在期間の延長等、訪日前後から帰国後まであらゆる段階での制度改善を通じたインドネシア及びフィリピンからの看護師・介護福祉士候補者受入れの拡大 ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れ開始（2014年6月）		日本語能力の向上、国家試験合格に向けた支援等の取組を通じた受入れの一層の拡大								・2018年までに、FTA比率70%以上。

19

産業競争力の強化に関する実行計画(2016年版)(抜粋) (平成28年2月5日閣議決定)

二. 重点施策の内容、実施期限及び担当大臣

1. 「日本産業再興プラン」関係

(2) 雇用制度改革・人材力の強化

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
外国人技能実習制度の抜本的な見直し	- 外国人技能実習制度の新たな制度管理運用機関を設置するための措置を速やかに講じる。 - 監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対して認める技能実習期間の延長(3年→5年)のための措置を速やかに講じる。 ※上記を盛り込んだ外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案を平成27年通常国会に提出した。	法務大臣 厚生労働大臣
	介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。	厚生労働大臣
持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討	介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等につき、「介護福祉士」の国家資格を取得した外国人留学生が引き続き国内で就労できるための新たな在留資格を速やかに創設する。 ※上記を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を平成27年通常国会に提出した。	法務大臣 厚生労働大臣

2. 介護分野における外国人の受入れ

(1) 日本再興戦略での記載等

(2) 技能実習制度への介護職種の追加

(3) 介護福祉士資格を取得した外国人留学生の
活躍支援

技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

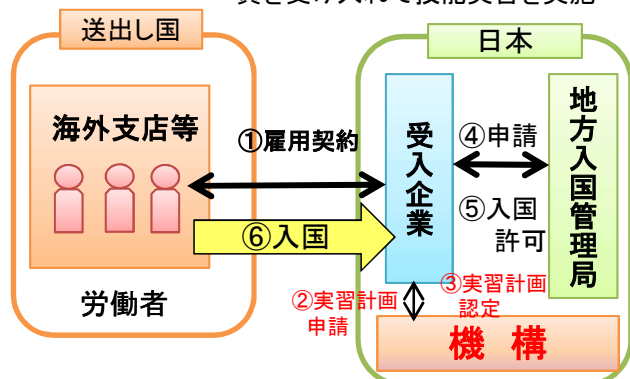
○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約21万人在留している。

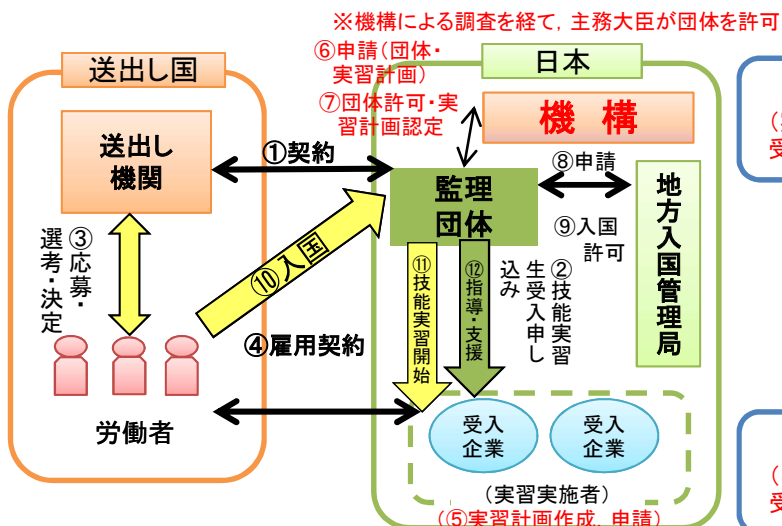
※平成28年6月末時点速報値

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

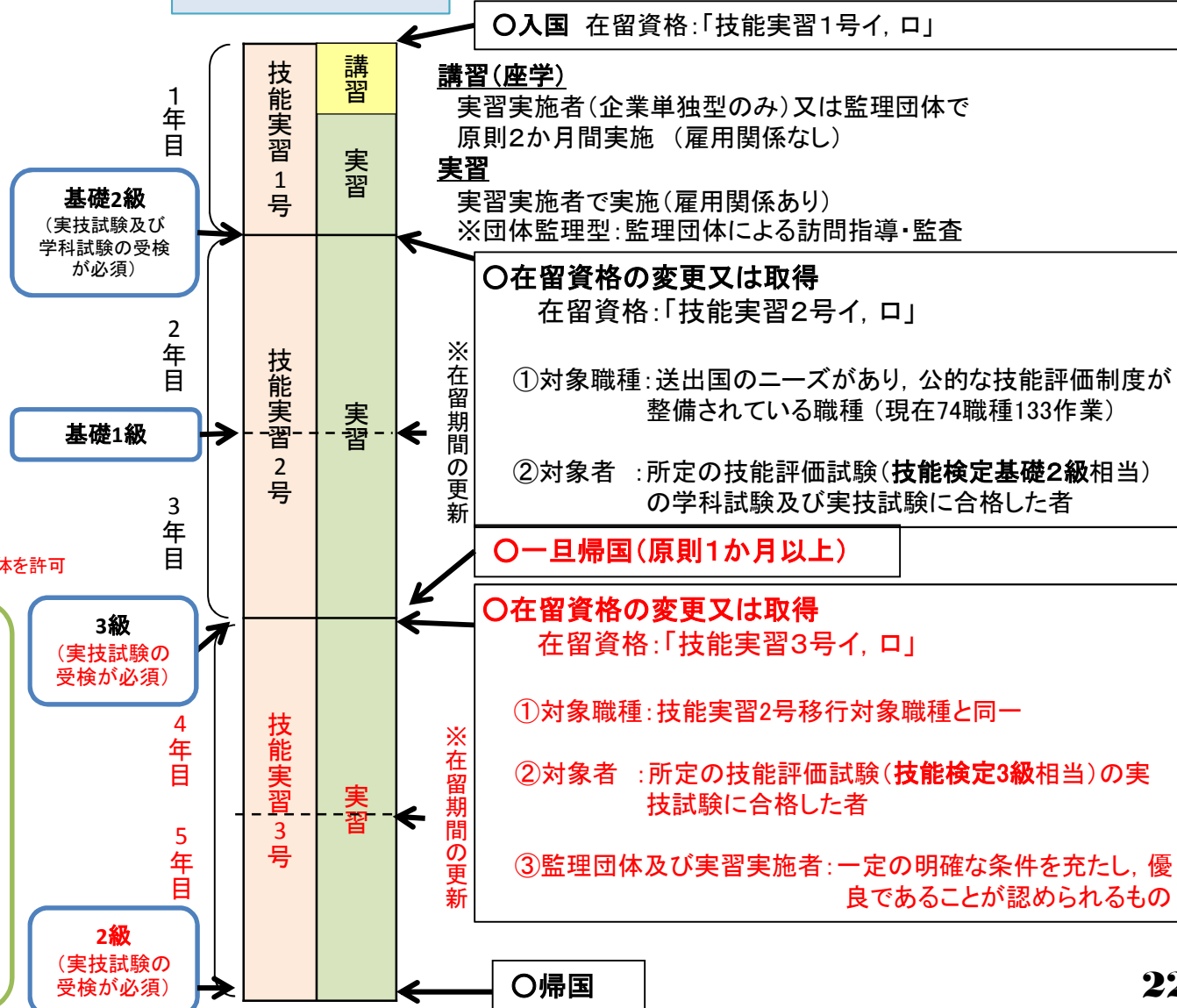
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



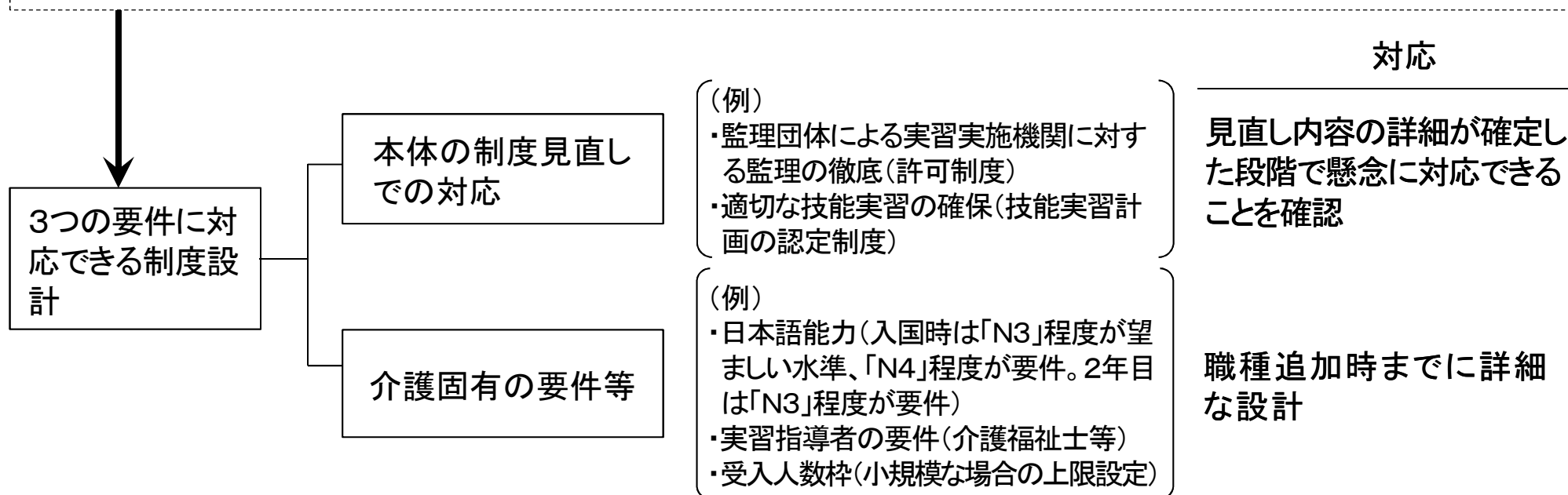
技能実習の流れ



介護職種の追加について

【基本的考え方】

- 外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応
- 職種追加に当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保した上で職種追加
 - ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること
 - ② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること



- 職種追加に向け、様々な懸念に対応できるよう、具体的な制度設計を進める。
技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護固有の要件等と併せて、様々な懸念に対応できることを確認する。
その上で、新たな技能実習制度の施行と同時に、職種追加を行う。

介護職種の追加に係る制度設計の考え方

(外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ(平成27年2月4日))

1. 移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化

一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・ところとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする

- ・必須業務＝身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等)
- ・関連業務＝身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等)
- ・周辺業務＝その他(お知らせなどの掲示物の管理等)

2. 必要なコミュニケーション能力の確保

・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件

・入国後、OJTや研修等により、専門用語や方言等に対応

(参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる

「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)

3. 適切な公的評価システムの構築

・試験実施機関は、技能実習の新制度で求められる要件を満たす団体を選定

・各年の到達水準は以下のとおり

1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル

2年目 指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル

3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル

5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

4. 適切な実習実施機関の対象範囲の設定

・「介護」の業務が現に行われている機関を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設)

ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない

・経営が一定程度安定している機関(原則として設立後3年を経過している機関)に限定

5. 適切な実習体制の確保

・受入れ人数の上限 : 小規模な受入機関(常勤職員数30人以下)の場合、常勤職員総数の10%まで

・受入れ人数枠の算定基準 : 「常勤職員」の範囲を「主たる業務が介護等の業務である者」に限定

・技能実習指導員の要件 : 介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等

・技能実習計画書 : 技能移転の対象項目ごとに詳細な作成を求める

・入国時の講習 : 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ

6. 日本人との同等処遇の担保

「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を徹底するため、以下の方策を講じる

・受入時 : 賃金規程等の確認

・受入後 : 訪問指導時の関係者のヒアリングや賃金台帳の確認、監理団体への定期報告

(監理団体による確認等に従わない実習実施機関は、技能実習の実施を認めない)

7. 監理団体による監理の徹底

・技能実習制度本体の見直しによる、新制度に沿った監理の徹底を図る

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議」(平成28年10月21日衆議院法務委員会)(抄)

五 技能実習制度の対象職種への介護の追加について、技能実習生の適切な処遇を確保するとともに介護サービスの質を担保するため、以下の措置を講ずること。

- 1 対象職種への介護の追加は、基本方針における、特定の職種に係る施策(本法第七条第三項)等において、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」の中で、日本語能力などの必要なコミュニケーション能力の確保等、検討を要する事項として掲げられた七点につき、同中間まとめで示された具体的な対応の在り方に沿った適切な対応策を定めた上で行うこと。その際、利用者や他の介護職員等と適切にコミュニケーションを図るためには、例えば、会話の内容をほぼ理解できる程度の日本語能力が求められることを踏まえ、技能実習生の入国時に必要な日本語能力については、指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践するために必要となる日本語レベルを望ましい水準とし、二年目の業務への円滑な移行を図ること。
- 2 追加後三年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

※ 平成28年11月17日付けで参議院法務委員会においても、同旨の附帯決議が行われている。

2. 介護分野における外国人の受入れ

- (1) 日本再興戦略での記載等
- (2) 技能実習制度への介護職種の追加
- (3) 介護福祉士資格を取得した外国人留学生の活躍支援

介護に従事する外国人の受入れ

背景

- 要介護者 564万人(H25年度)
- 介護従事者 171万人(H25年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

**担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ**

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

介護

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

在留資格「介護」による受入れ

外国人留学生として入国

介護福祉士養成施設
(2年以上)

(注)

介護福祉士資格取得(登録)

介護福祉士として業務従事

【留学】

【介護】

(参考)インドネシア、フィリピン、ベトナムとの
EPA(経済連携協定)による受入れ

〈就労コース〉

〈就学コース〉

介護福祉士候補者として入国

介護施設・病院で就
労・研修

介護福祉士養成施設
(2年以上)

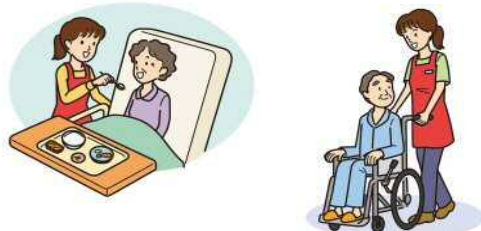
(フィリピン、ベトナム)

4年目に介護福祉士
国家試験を受験

(注)

【特定活動(EPA)】

※【】内は在留資格



(参考)

介護福祉士登録者数
129.3万人(H26年度)
介護福祉士養成施設数
378校(H26年4月)

(注) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

ご清聴ありがとうございました。